

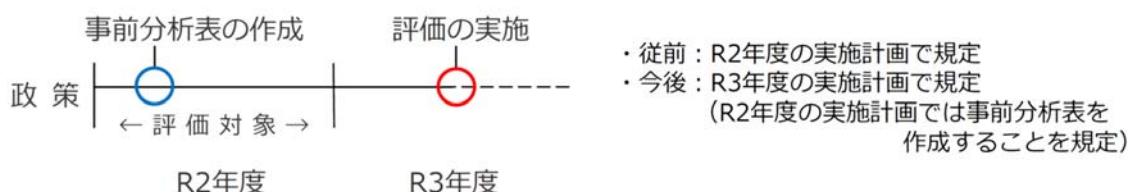
# 令和3年度内閣府本府政策評価実施計画（案）及び令和2年度内閣府本府政策評価実施計画（改正案）並びに内閣府本府政策評価基本計画（第7次）（改正案）について

令和3年3月  
大臣官房政策評価広報課

## 1. 実施計画の対象となる政策の見直し等

- (1) 内閣府本府では、実施計画において、今年度までは、当該年度を政策評価の対象とする政策を掲げてきたところ（実際に政策評価を実施するのは翌年度の夏となる）。
- (2) 今般、他省庁の例に倣い、実施計画には、当該年度に実際に政策評価を実施する政策を掲げることとする。
- (3) ただし、政策評価を実施する前年度等に、ロジックモデルを活用して事前分析表を作成するところ、その旨も明示することが必要であることから、その対象となる政策も実施計画に掲げることとする。

### 【参考】従前の整理と今後の整理の相違点



## 2. 基本計画の改正

- (1) 1. の見直しに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 府内部局との調整により、従前、「目標未達成時評価」（実績値が目標値を下回った年度のみ事後評価を実施する評価方式）を実施していた全ての施策について、5年間等の複数年度評価を実施することとなったため、関係する記述を削除する。
- (3) 組織改編に伴い、次のように政策体系を修正する。
  - ① 健康・医療戦略推進事務局の設置に伴う政策の追加
    - 従来の内閣官房健康・医療戦略室及び内閣府 AMED 室を統合し、内閣府に「健康・医療戦略推進事務局」を設置予定（R3. 4. 1）。
    - 従来、AMED 室が担当していた「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」に関する事務は、「科学技術・イノベーション政策の推進」に含まれていたが、今般、「健康・医療戦略推進事務局」が特別の機関として独立することから、これを1つの政策として切り分けることとする。
  - ② 組織改編に伴う政策順及び部局名の修正

以上